

第2回太田市景観審議会議事録

| | |
|----------------|---|
| 日 時 | 平成23年2月28日(月) 午後2時00分～4時00分 |
| 場 所 | 太田市役所 10階 10A会議室 |
| 事務局 (平賀副部長) | <p>(1 開会)</p> <p>只今より第2回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないと規定されておりますが、本日は全委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p> |
| 事務局 (平賀副部長) | <p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 増山会長 | <p>(挨拶)</p> <p>皆さん、こんにちは。増山でございます。</p> <p>本日はお忙しい中、またこういった天候の中ご都合をつけてご参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>審議会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>太田市におきましては、1月1日より景観条例と屋外広告物条例が施行されまして、いよいよ太田市の景観づくりも本格的にスタートしているところでございます。</p> <p>太田市らしい、かつ魅力的な景観をめざして、市民や事業者の皆さんとともに、今後取り組んでいかなければならない上での様々な課題もこれから多々出てくるかと思っております。</p> <p>本日におきましても、日程表にございますように、たくさんの議題がありますが、皆さんとともに審議していきたいと考えております。是非とも積極的かつ建設的な皆様方のご意見をお願いしたいと思います。議事の運営につきましてもご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、審議に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 (平賀副部長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、太田市景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしくお願いいたします。</p> |
| 増山議長 | <p>それでは、ご指名ですので、しばらくの間、議長を務めてまいります。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元でございます日程の順序で会議を進行したいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| 増山議長 | (3 会期の決定) まず日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。 本会議の会期は、本日一日と致したいと思っておりますがこれについてはご異議ございませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | 異議なしと認めまして、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。 |
| 増山議長 | (4 会議録署名人の指名) 次に日程第4、会議録署名人2名をご指名申し上げます。 議席番号 6番 小林則子委員 議席番号12番 小保方委員 をご指名申し上げます。 よろしくお願ひいたします。 |
| 増山議長 | (5 議事) 次に日程第5、議事に入りたいと思ひます。 はじめに、議案第1号「部会の設置」について事務局より説明をしていただきます。よろしくお願ひします。 |
| 議案第1号 説明 (今泉参事) | 皆さま大変お世話様になります。今泉でございます。 よろしくお願ひいたします。 それでは議案第1号「部会の設置」につきましてご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。 本案件は、景観審議会に「届出等審査部会」及び「表彰等評価部会」を設置しようとするもので、太田市景観条例施行規則第40条で定められたもののほか、部会の運営に必要な事項を定めるものでございます。 なお、部会員の数は、両部会とも5名程度と考えています。 また、本案件をご承認いただいた後は、引き続き部会のメンバーも決めていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。 |
| 増山議長 | 只今、事務局より議案第1号「部会の設置」についての説明がございました。 只今の説明に関しまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願ひいたします。 |
| 委員 | なし |
| 増山議長 | それでは、特にご意見もないようですので、お諮りいたします。 まず議案第1号「部会の設置」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | それでは「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定されました。 |
| 増山議長 | 引き続き、部会員の選任を行いたいと思ひますが、このことについて、委員の皆様のご意見等がございましたらお願ひいたします。 |

| | |
|---------------|--|
| 岩崎委員 | 事務局の案があれば、出してください。 |
| 増山議長 | 事務局案をというご意見が岩崎委員から出されました。事務局案がありましたらここで説明をお願いします。 |
| 事務局 (今泉参事) | <p>それでは、事務局案を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、届出等審査部会でございますが、増山会長、柳澤委員、小林則子委員、岩崎委員、栗原委員、以上5名でございます、</p> <p>部会長を増山会長に副部会長を柳澤委員にという案でございます。</p> <p>次に、表彰等評価部会でございますが、渡邊会長職務代理者、若林委員、小林良男委員、深澤委員、山田委員5名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>部会長といたしまして渡邊会長職務代理者、副部会長といたしまして若林委員を考えております。よろしくお願い致します。</p> |
| 増山議長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今の事務局案について、お話しいただきましたがいかがでしょうか。5名ずつという事でございますが、皆様方からご意見等、ご希望なりありましたら遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。名前が挙がらなかった方も、「この部会の中で」という方がいらっしゃればご意見をいただければと思っています。名前が挙げられた方でも「辞退したい」ということでもかまわないと思いますがいかがでしょうか。</p> |
| 山田委員 | 異存は無いですが、事務局案の根拠というか、人選の背景を教えていただきたいのですが。 |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>私どもで考えましたのは、届出等審査部会につきましては、太田市景観条例の届出や太田市屋外広告物条例の届出に関して、私たちでは判断に困るようなものが出てきた場合に審査をお願いする部会でございます、それにつきましては景観の届出、あるいは建築についてお詳しいと思われる方を選定いたしました。</p> <p>表彰等評価部会につきましては、建築物あるいは景観づくりの活動等の行いに対しての景観賞の設置をする上で、審査をお願いする部会でございます。それにつきましても、学識経験者の方、市民代表の方からこれまで策定委員等でご協力いただいた方にご協力いただければと思ひまして選ばせていただきました。</p> <p>案として出させていただきましたけれど、できれば委員さんの方から「私はこれがやりたい」とおっしゃって頂ければ、それが一番ありがたいと思います。</p> <p>あまり人数が多すぎてもまとまらないと考え、また部会もこれだけではないこともありますので、今回は2つの部会を設置させていただきましたが、今後のことも考えまして5名を選ばせていただきました。</p> |
| 山田委員 | 経験や出身団体を考えた上での人選ということで、納得しました。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 増山議長 | <p>他の委員さんいかがでしょうか。</p> <p>なければ、この事務局案でスタートしていきたいと思います。</p> <p>今後、必要に応じて他の部会の設置もあるようです。</p> <p>他にご意見もないようですので、お諮りいたします。</p> <p>「部会員の選任」については、事務局の案ということになりましたが、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | <p>それでは「異議なし」ということでしたので、よって、「部会員の選任」については、原案のとおり決定いたします。</p> |
| 増山議長 | <p>次に、議案第2号でございますが「景観重要建造物の指定について」それから議案第3号「景観重要樹木の指定について」、議案第4号「景観重要公共施設の指定について」までは、ともに関連がありますので、一括してまず事務局からご説明いただき、議決につきましては案件ごとに行いたいと思っております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | <p>では、この方向で進めます。</p> <p>よって、議案第2号「景観重要建造物の指定について」から議案第4号「景観重要公共施設の指定について」まで、一括して事務局よりご説明をお願いします。</p> |
| 議案第2号から議案第4号説明 (今泉参事) | <p>それでは、「議案第2号 景観重要建造物の指定について」から「議案第4号 景観重要公共施設の指定について」まで、一括してご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、議案第2号でございます。景観重要建造物の指定につきましてご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>景観重要建造物は、地域の歴史や生活が感じられ、市民に親しまれてきたもので、良好な景観づくりに重要と認められる建造物です。指定にあたっては、景観計画で定めた指定の方針の下、まずは、3ページに記載のとおり市所有のものから指定し、その後、4ページの候補リストのうち、所有者の同意が得られたものから順次指定していきたいと考えております。</p> <p>なお、指定後は、標識を設置する等して広報に努めるとともに、保全・管理及び活用の方針に基づき、適切な保全・管理を行います。</p> <p>次に、議案第3号 景観重要樹木の指定につきましてご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>景観重要樹木は、建造物と同様に、景観づくりの上で重要な樹木で、同じく6ページに記載の3つから指定し、その後、その他の指定候補リストのうち、所有者の同意が得られたものから順次指定していきたいと考えています。</p> <p>なお、景観重要樹木につきましても、指定後は、標識を設置するとともに、適切な保全・管理を行います。</p> <p>次に、議案第4号 景観重要公共施設の指定につきましてご</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>景観重要公共施設は、道路、河川、公園などのうち、景観形成上重要な公共施設で、9ページ・10ページに掲載した指定の候補リストのうち、優先度の高いものから、管理者の同意を得て指定していきたいと考えています。</p> <p>なお、指定後は、景観に配慮した整備に努めるとともに、占用許可物件についても景観への配慮を求めていきたいと考えています。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p> |
| 増山議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>まず、事務局より議案第2号「景観重要建造物の指定について」から議案第4号「景観重要公共施設の指定について」までの説明がありました。</p> <p>ただ今の説明に関して、ご意見等、ご質問なり含めてよろしくをお願いいたします。</p> |
| 山田委員 | <p>それぞれの景観構成要因について指定をして、管理をしているということですが、太田市景観条例の中で重点地区ということで、広がりを持った地域を特定して、それ全体を景観として向上させていくというところがありますよね。そういう面として規定しているものに対して、こういう構成要因をどのように位置づけていくのか繋がりがよく見えない。</p> <p>もう一つは、例えば建造物で、お寺なり建物なりを維持管理していくのだが、本来は塀に囲まれていて、アプローチがあって、木があって建物があってということで、建物の周囲全体を一つの景観と捉えてみていかないとちぐはぐになってしまう可能性があるわけですよね。そういう捉え方が表に出てきてないので、そういう事もこの中に入れこんでいきたいなという事が2点目。</p> <p>3点目は全てに共通するのですが、建造物の保全管理について、「協働」と書かれていますが、実際には予算的な裏づけとか人員の対応とか、行政としての支援、負担、これがないと協働とはいえ、個人の部分というのは、そんなに期待している程うまくいかないのか、そういう行政の対応はどのようにしていくのか。その辺を明確にしておかないと曖昧になってしまうと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>3つほどご意見をいただきましたけれども、最初の重点地区との関係ですが、お答え願いますか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>まず、1つ目の景観形成重点地区との関わりということで、面の中で景観重要建造物を活かすべきではないかというご意見でございますけれども、今回ここで挙げているのは、建物を含めての周辺景観ですが、景観形成重点地区につきましては、また別の扱いで考えています。</p> <p>景観計画の中では候補地を挙げていますけれども、重点地区につきましては、また別の所で研究を進めさせていただきたいと思っております、今回挙げた建物、樹木、それから公共施設</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>の指定から着手してまいりたいというふうに考えています。</p> |
| 山田委員 | <p>ここでいろいろ事例を出していただいたし、こういう事はどうかという提案もあるわけだが、そういうものは景観重点地区という中で捉えたとき、その重点地区をしっかりと核として構成していくために、こういうことが是非必要なんだと、結びつけて景観というものを捉えていただきたい。</p> <p>せっかく太田市景観条例があり、その中で重点地区を定めているのだから、そういう中で、その重点地区の中の景観を維持するためには、是非「こういうものが欲しかったんだ」という繋がりが欲しかったということなんです。</p> |
| 増山議長 | <p>重点地区は、今、説明がありましたように、面的なところで熟度が上がったところについては指定ということで、景観計画の中でも候補として挙げられていますよね。これから現地との話し合いや協議を踏まえて、重点地区ということで指定をしていく。もちろん、重点地区の中でも景観重要建造物だとか、景観重要樹木だとかがあれば、それはちゃんと位置づけなくてはならないと思います。</p> <p>今話しているのは、重点地区というのは特定のエリアですから、景観計画区域全体、太田の場合は市域全体ですよ。それについて、非常に点的だけれども、景観的に優れた樹木、建造物あるいは公共施設、こういうものをきちっと拾っていきましょう。それについては、点的でも線的でも、公共施設の場合は線的なものが多いと思いますけれども、そういったものをきちっと景観的に優れたものとして位置づけて、指定した上で、把握していきましょうというものですよね。だから、重点的なエリアのお話と、市域全域の計画地域全体の中で、点的、線的あるいは面的に重要なところを、これら3つの視点で拾っていくという話ですね。そういうふうに理解しています。</p> |
| 山田委員 | <p>そういうことをきちんと踏まえて、条例をやっている時は重点地区が出てきて、個々の規定になったら個々のものがぼんぼんと出てくる。そういう形ではなくて、常に全体から捉えてほしいということです。</p> |
| 事務局 (平賀副部長) | <p>その辺は、仰るとおり重要なのはエリアで、例えば、丸山とか金山とかといったところがあります。ただ、これもスタートしたばかりで、エリアを特定するということは、その地域に出ていって説明など色々しなくてはならないわけです。そのため、もう少し時間をいただいて、もちろん同時進行で進めていくつもりですが、いずれにしても、こういった物をこのままにしておくと、樹も含めて痛みますので、その辺を管理していきたい。</p> <p>市ですぐに予算がつくかと言えば、その辺が少し問題ですが、いずれにしても認識を市民の方に持っていただきたい。とにかく、「これは大事な太田市の歴史だよ」ということを、まず認識していただいて大事にしてもらおう。そこからスタートするには、点なりを、面と同時に、または若干早く進めて、その後すぐ面的なものも進めて行きたいと思います。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 増山議長 | 山田委員が仰るように、早く熟度が上ってきて、重点地区が指定されて、地元の皆さんが中心になってやっていく状況が作れたらいいですね。それは、同時進行でやっていただけたらと思います。 |
| 小保方委員 | 関連したことですが、比べるのはちょっと違う面もあるかもしれませんが、太田地域にある新田荘遺跡、これは初期においては建造物とか、その他個々に指定してありましたね。それが寺院の境内ということで面的に捉えて11箇所あると思うのですが、そのような形で面として捉えた場合、景観というのは文化財に限らず非常によく見えてくるということだと思いませんか。ですので、山田委員が仰ったように、やはり面で捉えるということを念頭において話を進めるというのが、今後、指定とか保存とかしていくのにいいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。 |
| 事務局 (平賀副部長) | 基本は面的なことを捉えて、やはり地域の方と一緒にやってやるためには、もう少し勉強させてください。 確かに、丸山宿もそうですが、丸山は地域でそういう認識が結構あるんですね。あそこは、もうずっとそうやってきていますから、むしろ、市がそれに関わらなかったということもあるんですが、今後進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。 |
| 増山議長 | 他にはいかがでしょうか。 |
| 荒井委員 | 第4号議案の景観重要公共施設の指定ということで、指定の候補地等が挙がっていますが、河川だと流域の長さとか、道路ですと線路上の問題、その特定の区間を指定するのかどうか、その辺を確認したいと思っております。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 範囲につきましては、全部というわけではないです。 景観づくりをする上で重要と思われる部分、そういったところを指定していきたいと思っております。 河川にしても、八瀬川だから八瀬川全てを指定するのではなくて、例えば、大光院の所から県道2号線までのエリア、もう既に歩道等の整備はされていますが、そういったエリアを設定して指定していきたいと思っております。 |
| 増山議長 | 特定のエリア、区間なりを設定していくということですね。よろしいでしょうか。 |
| 小保方委員 | 4ページの、その他の指定候補リストのところ、下から2番目、大慶寺というお寺があります。特徴の部分で、景観形成に先導的な特徴のある建造物とありますが、これは社殿をさしていると思うのですが、どうでしょうか。 先ほどで言うと建物は点ですよ。寺域といえは面になると思うのですが、特徴の五ということで、このような説明が付いています。 大慶寺につきましては、全体的に見れば寺院建築で景観にマッチしているかなと思うのですが、この建造物自体が新しいんですよね。大正初期に火災にあいまして、その後、建てられた |

| | |
|---------------|---|
| | <p>建造物だと思います。こういう配慮はどうなんでしょうか。この特徴にある建造物としては、ちょっと疑問に感じたものですか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>これにつきましては、指定候補の検討の中で、特徴の四と五について、地域のシンボルとして親しまれているということも含めて考えました。社殿については、仰るとおり、それほど古い物ではございませんけれども、地域のシンボルということで、事務局の案として挙げさせていただいた次第でございます。</p> <p>他にも、ここには挙がってきていないものが、たくさんあるかと思しますので、その辺りにつきましても、逆に「こういうものがありますよ」と挙げていただければと思います。</p> |
| 小保方委員 | <p>その点については、元の新田地域にはこの他にもいくつかありますので。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>私どもとしても逆提案をいただけるとありがたいです。</p> |
| 増山議長 | <p>ぜひ、委員の皆様は、それぞれご専門の立場で、地域のシンボルという話がありますけれども、地域に親しまれているものを挙げていただければありがたいです。</p> <p>これは、必ずしも歴史的建造物にこだわらなくていいわけですから。景観重要建造物は、必ずしもそういうものだけではないわけですから、それにこだわる事はないです。その辺をご理解いただきながら挙げていただければありがたいです。</p> |
| 山田委員 | <p>公共のところで、太田市民の最大の関心は南口って必ず出ますよね。ここでは407号線とかいわゆる国道をメインにとっています、あの辺をどう捉えるか。</p> <p>ここでは、現在良いものを維持するのではなくて、是非、景観を良くしたいからということだったら、あそこは挙がってこないとおかしくなるので、市民の皆さんの興味があるところで、「今はあまり良くないけど良くしたいね」とか、そういう所をこれから入れていくという方向性でもいいわけですよ。</p> <p>そうすれば南口のあたりを何らかの形で組み込んでいった方がいいのではないのでしょうか。</p> |
| 小林(良)委員 | <p>私は金山城の遺構、遺跡の管理などをやっておるんですが、あの金山一つをとっても遺構が文化財課の担当で、ちょっと外れると農業政策課で、ハイキングコースですと商業観光課になります。神社の前の方は花と緑の推進課と、一つの山がいくつにも分かれていますよね。私たちがあそこで保護管理を色々やるんですが、文化財の域を外れて農業政策課の域に入ってしまう、商業観光課の域に入ってしまうということがありますが、折角こういう会が催されるのであれば、市の各課それぞれ分けなくて、ある部分では4つの課が協調して考えていくということが必要ではないのでしょうか、ということを感じています。</p> <p>現実に金山城の西、長手谷を入れて井戸沢という沢があるんですが、それは歴史的にも有名な貴重な登山道で、これが今、</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>山頂案内をしたら風などで竹が根こそぎ倒れて、まさに塀を立てたようになっていて。文化財課に何とかならないかと話したら、農業政策課ではないか、もしハイキングコースだとすれば商業観光課。どこに話をしたらいいのかわからないところなんです。やるにしても相当お金が掛かりますから、すぐにできることではないと思いますが、そういう担当課に意見集約できるシステムになっていくのでしょうか。</p> |
| 増山議長 | <p>景観という見地から、横断的な取り組み、調整の取り組みは求められるわけですが、そういったことがこれからは必要になりますよね。調整がつけば景観という面からいうと、複数に関わってきますので、どのように考えたらいいかですけれども、その辺は期待してよろしいのでしょうか。</p> |
| 事務局 (平賀副部長) | <p>それに関しましては、我々行政は縦割りが強いものですから。それはなぜかという、予算の問題もあるわけですが、それで許認可業務について、例えば建築関係でしたら庁内調整会議というのがあるんですね。それで、それぞれのセクションでOKが出た場合に、基となる例えば建築指導課で許可する。ところが、金山などの場合には、基本となる部分がはっきりしていないです。昔よりはだいぶあっちだこっちだとか少なくなってきたと私は認識していますが。</p> <p>ですから、私が聞いている範囲では、その件は初めて聞いたんですが、ここで都市計画課が受けて「そうですね。」というわけにはいきません。その辺は、都市計画課長の話ですと、年に2回の調整会議があるということで、事務局は花と緑の推進課なので、都市計画課の方から相談してみます。ちょっと待って頂きたいと思います。</p> |
| 小林(良)委員 | <p>2年ほど前、モータープール脇の東屋付近に電気洗濯機が放り込まれるということがあって、文化財課の担当に何度か撤去をお願いしたんですが、半年以上一向に片付かない。とうとう新聞に載った翌日の朝の7時30分頃「お立会い願いたい。」ということで連絡がありました。それでないと動かないんです。</p> <p>それと、モータープールに車が捨ててあるんです。廃棄処分にはお金が掛かると。これもしばらく置いてあった。そのうちガラスを割られ、ドアを破られ散々な目にありましたけど、そういうものがあると一般市民に大変迷惑がかかります。度々そんなことがありますね。</p> <p>ある時は、モータープールの観光案内板に落書きがあって、4年も5年も経過して、非常に見づらくなっていたので、塗料など2、3千円の手料費で綺麗にしたんですが、担当課が見積りを取ったら50万円とか60万円かかると。生活をして従業員の給料を払うんですから高いのは当たり前ですが、たかが3千円程度の材料費で直せるんです。半年も1年も手につかないというのはおかしいです。こういうシステムを活かしてほしい。</p> |
| 若林委員 | <p>重点地区8つの内、4つぐらいは非常に文化財と関わりが強い。文化財保護法と景観法の関わりでいうと、小保方委員が仰</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>ったような新田荘遺跡は景観法では手がかからないですね。国指定は除いて、県指定、市指定で景観上重要なものにまずは取り掛かって、重点地区で景観的に整備していくのかなど。文化財の指定や解除は大変なわけですが、最近のいい例は、金山城のガイダンスもコミュニティセンターにひっかけて、うまく造りましたよね。文化財サイドではなかなか文化庁の予算がつかなくてできないものを、最近の文化財課は、まちづくりとか国の予算をうまく使っていますよね。今後の予定では、中島知久平邸が指定されていくのでしょうか、役所も市民も文化財、景観、都市計画、公共物等を意識的に繋がりを持てるようにやっていけばいいのではないかと思います。</p> |
| 渡邊委員 | <p>先ほどの山田委員の質問の中の、指定された後の保全・管理における行政の対応について、その辺はどう考えているのでしょうか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>今現在、予算はありません。差し当たり、市のものを指定していくので、市の所管課の予算で対応していく状況でございます。ゆくゆくは個人のを指定する場合は、全くゼロというわけにはいきませんので、財政当局に掛け合っていかなければならないと考えています。</p> <p>もう1つは、樹木に関してなんですが、学校の樹木が指定の候補に挙がっていますけれども、現在も1%まちづくり事業を活用して、学校やPTAの皆さんで、樹木の保全・管理をしている状況でございますけれども、引き続き1%まちづくり事業を活用していただくのがよろしいかなと考えています。担当課の方からも予算がつかない旨の話は聞いています。今後指定していくには、予算的裏付けや、保全・管理をするためには、建物であれば修繕も必要ですし、それなりの手当てをしてあげないといけないのかなと思いますので、今後検討してまいりたいと考えています。</p> |
| 山田委員 | <p>心配したのは、予算的な裏付けのない条例や法律というのは、絵に描いた餅であって、調整会議の場で調整するだろうなと思えますが、それぞれ実行部隊は、個々の行政上の縦割りの中で役割分担が決まっていくでしょうから、その時に、そういう部署を動かすのであれなんであれ、予算を取るにはどうしたらいいかなという仕掛けを早く作っていただきたい。ただ言っただけで終わらないために予算的な裏付け、あるいは圧力団体をどういう形で作るのかを含め、お金の取れる算段をしていただきたい。</p> |
| 事務局 (平賀副部長) | <p>先ほど若林委員さんが仰いました、金山城ガイダンス施設の話ですが、あれは補助が45%です。あれもエリアを決めて、そういう条件でもらえるようになりました。ですから、国も最近では新しい考えを持っていまして、地域の意見があれば、行政としてこれを造っていきたいとか、ハード面が多いですけども、予算的にはつきやすいです。その窓口が都市計画課ですけども、そういう話では、景観に対してももう少し都市計画</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>課自身が認識を持たなくてはという気がしています。ただ、今の話で、事業担当課長の連携がないとダメですから、その辺がちょっと難しいかなと思います。</p> <p>いずれにしても、景観ということが新たに始まったわけですから、それにつきまして都市計画課も積極的にやっていきたいなど認識しています。今までは景観という認識が都市計画課も無く、県がやっていたという認識があったものですから。</p> <p>ただ、これからは、担当も景観について勉強していますし、許可の窓口にもなっています。その辺では色々と取り組んでいますので、もう少しお待ちいただければと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>税制の上での優遇というのはあるのでしょうか。特にはないのでしょうか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>景観重要建造物については、指定されたものについて相続税の評価が優遇されているかなと思います。それから、建築物は建築基準法の優遇も景観重要建造物の中では特記事項で設けてはあります。</p> |
| 増山議長 | <p>緩和ということですね。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>緩和です。公共施設についてもやはり同じです。</p> |
| 増山議長 | <p>景観法がスタートした時も、その辺の話は出ていましたけれども、はっきりしないうちにスタートしたという記憶がありますね。</p> <p>他にはいかがでしょう。</p> <p>候補としてあげられているリストがそれぞれついてございますけれども、この点につきましてお気づきの点、この会議の中で、ここは言っておきたいとか何かございましたらどうぞ。</p> |
| 小保方委員 | <p>議案第4号の(2)の線で囲ってあるところに、「みどりの景観」とか「水辺景観」「眺望景観」「沿道・沿線景観」「歴史・文化景観」などいくつかあります。新田地域なんですけれども、この水辺景観に該当するかと思いますが、新田湧水群ということで、現在、矢太神水源それと重殿水源、この2つが国の史跡に指定されています。もう1つ妙参寺沼。これが、ため池百選に去年国から選定されてきて、この3箇所が公的な史跡ですね。ただこれだけではなくて、ここにはかなりの数の湧水があります。現在、水が湧いている所はそれほど無いのですが、24、25箇所。湧いたり湧かなかったりしている所ですが、最近になりまして、地域の人でNPOで、ある程度は見たり、助言を行ったりしていますが、最近ちょっと気がついたことなんです、水が湧かなくなったとか、ただの沼地で危険とか、地元もそれを利用する機会が無く、少し前からいくつか埋め立てが始まっています。聞くところによりますと、それもやむを得ないかなと思いますが、残土の処理の一環で埋め立てられているというお話も聞きます。これは公的な関連のある行為ですかね。業者さんにも周知、地域にも色々周知していただきたいのですが、それが1点。</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>もう1つ、湧水といっても、それほど面積的に広いところが妙参寺とか天沼とかいくつかあるのですが、面積が小さい所が多いわけですが、ただ水辺の景観という田風景的な所が随所に見られますので、こういう所をもっと面的に何か保全できないかなと。ただ現在は、池がある所を意識して保存という段階ですけれども、できましたらもっと、先ほど言いましたように面的なもので捉えていただければ、今後、保存・管理していくのにも良くなっていくのではないかと思います。</p> <p>眺望景観あるいは歴史・文化景観、全部あてはまりますよね。まず、古来より水というのは水田に利用されていて、市内には歴史的な史跡・遺跡が結構あります。それを含めまして、そういう面的なことで、もっと配慮していただければなということですね。</p> <p>3年経ちましたかね。見られたかと思えますけれども、湧水の冊子が出来ております。その中には、なるべく水が湧いている所は網羅してありますけれども、環境政策課で作成したと思えますが、ご覧になったことはありますか。小冊子でそれほど厚くはないのですが、太田は特異な景観を持っていますので、もしそういう所を配慮していただければと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>この地区も、当然重点地区の候補地になっていますので、その最初の、面的に重点地区という形でスタートを切れるといいですね。重点地区になりますと、その中できめ細かな規制なりの仕組みが作れますので、それは早くスタートを切れればいいかなと思います。</p> <p>事務局の方は何か今のご意見についてお答えありますか。</p> |
| 事務局 (平賀副部長) | 先ほどと同じ回答になりますので。 |
| 増山議長 | 他にはいかがでしょう。 |
| 栗原委員 | 2ページの景観重要建造物の指定の候補の中で(2)ですが、これは国で指定したものについては指定できないと書いてあるのですが、これは3ページの候補の場所に「世良田」がありますが、国の重要文化財は指定できないと捉えてしまうんですが、これがちょっと分からないのですが。 |
| 若林委員 | 文化財保護法で国指定になっていたら駄目、県と市指定は管理できます。世良田は国「登録」で、登録文化財は「指定」ではないですから、別です。2ページの(2)の「ただし、」からの3行を良く読んでいただければ分かるように、「文化財保護法に基づく国宝、重要文化財、特別史跡名称天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定または仮指定された建造物については適用しません。」とあり、登録というのは候補みたいなものですから、登録と重要文化財とは違うと理解していただきたいと思えます。 |
| 増山議長 | <p>ということでよろしいですね。</p> <p>他にはいかがでしょう。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| 増山議長 | <p>もしなければ、2号から4号までで貴重なご意見、ご指摘をいただきましたけれども、特にこれ以上ご意見もございませんので、先ほども申し上げたとおり、案件ごとに個別に議決という形でお諮りいたします。</p> <p>まず、議案第2号でございますけれども「景観重要建造物の指定」について、これにつきましても当然、候補リストについては後で追加等もございますが、説明いただいた原案としてはご承認いただけますでしょうか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | それでは原案どおりということで、ご異議なしと認めます。原案のとおり決定いたします。 |
| 増山議長 | それから、議案第3号ですけれども「景観重要樹木の指定」ということについて、これにつきましてもいくつかの貴重なご指摘をいただきました。実際、指定に向けてというところで、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | それでは「異議なし」と認めます。議案第3号につきましても、原案のとおり決定いたします。 |
| 増山議長 | それでは、議案第4号「景観重要公共施設の指定」について、これにつきましてもいくつかご意見いただきまして、リストについてもやはり今後追加なりされていくと思っておりますが、これについても原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | それでは「異議なし」と認めまして、議案第4号につきましても、原案のとおり決定させていただきたいと思っております。 |
| 増山議長 | それでは、議案第5号「景観ボランティア制度」について、事務局より説明をお願いいたします。 |
| 議案第5号 説明 (今泉参事) | <p>それでは、議案第5号 景観ボランティア制度につきましてご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、景観ボランティアにより、違反簡易広告物の除却並びに違反広告物及び景観阻害物件の監視・通報を行っていただく制度でございます。</p> <p>これらの活動を希望する市民または団体を広く募集し、屋外広告物の適正化を推進していきたいと考えています。</p> <p>なお、報酬につきましてもございませんが、活動中の事故等に備えて、市の負担で保険に加入したいと考えております。</p> <p>詳しくは、14ページから31ページまでに記載の実施要綱及び別冊の「景観ボランティア・活動団体 活動の手引き」に記載のとおりでございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 増山議長 | 「景観ボランティア制度」についての説明についてのご意見なりご質問、どうぞお願いいたします。 |
| 山田委員 | 確認ですけれども、景観ボランティアというと個人及び団体ということですが、例えば私が一人でボランティアをやりたい |

| | |
|---------------|--|
| | <p>んですけどということで登録すれば、それはそれで成立するんですね。団体の場合は3人以上で構成するわけで、そういう理解でよろしいでしょうか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>活動にあたっては、もちろん個人個人でご登録いただいてボランティア活動していただいて、あるいは、どちらかの団体で、景観ボランティアとして登録した人を含めて、団体としてご登録いただいてボランティア活動をしていただくこととなります。</p> |
| 山田委員 | <p>そこがちょっとはつきりしなかったんです。 個人として登録したら、どこかの団体に所属しなければいけないのですか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>そういうことはありません。</p> |
| 増山議長 | <p>一人でも団体としての登録ということですか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>一人の方の場合は個人、団体の場合は団体です。</p> |
| 山田委員 | <p>一人で動いてはいけないよという枠組みがあるのということではないのですね。 一人でウオーキングしていて、何かおかしいなと思ったらどうにか出来るというくらい広げていただかないとなかなか難しい。</p> |
| 茂木委員 | <p>11ページを見ると市が実施する講習を修了して、委任された方となっていますが、募集を定期的に、例えばどの段階でやりますよとかいうものを予定されているのか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>それにつきましては、4月になりましたら広報、ホームページで募集をさせていただきます。まずは景観ボランティア活動を行いたい方を募集します。それから、団体としてももちろん応募は出来ますけれども、認定をするには、その中に景観ボランティアの方が一人以上ということが必要になりますので、まずは個人の方を募集して、それで集まったところで日程を決めて、講習会を開催させていただき、その講習会を修了された方に資格者証をお渡しします。後はそれぞれ、資格者証と腕章をつけて活動していただくこととなります。活動する際には道具が必要になりますので、それにつきましては都市計画課でお貸しいたしますので、それを使っていただきたいと思います。</p> <p>団体としていきなりの認定はないと思います。必ず景観ボランティアの人がその中に所属していることが必要です。団体として登録を希望されるのであれば、その中のどなたかが景観ボランティアになっていただければいいと思います。活動する際は団体として登録申請をしていただいて認定を受けて、講座を修了した方が必ず入って活動する。一人より二人、三人、団体の構成員の多くの方が資格を取っていただいた方が、より活動範囲が広がるし、一人の方への負担が減るのかなと思います。もちろん団体の方全員でもいいのですけど。実際、活動の際に</p> |

| | |
|---------------|---|
| | は、景観ボランティアの講座を修了した方と一緒に活動していただくこととなります。 |
| 増山議長 | 講習というのは、どの程度のものでしょうか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 別冊の手引きにございますけれども、活動内容ですとか、どんなものを除却できるのか、そういったようなことについてお話をさせていただきたいと思います。また、活動前に出していただく書類、あるいは、ボランティア活動が終わった後に、提出していただく書類等もございますので、そういったことも含めてお話いたしますが、何時間もかかるようなものではございません。 |
| 増山議長 | よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | それともう1つ、今の追加ですが、実はこれまで群馬県で屋外広告物の除却についてボランティア活動をやっておりました。今現在、太田市青少年育成推進員連絡協議会が県の条例で除却活動団体として登録されておりまして、太田市におきましても引き続き市の条例に基づいて除却活動を行う景観ボランティア活動団体として活動していただくことになっています。 今現在、太田市管内の活動団体はこれ一つです。 |
| 増山議長 | 分かりました。 |
| 山田委員 | やはり、幅広い活動をするにはこれは大事だと思うんですね。青少推を使うっていうのは1つの手ですけれども、あの人たちが町に出て活動するのは年に何回かということで、提案ですけれども、やっぱり団体で活動ということになると、安全パトロールとか登下校の見守りとかいう形で黄色いジャンパーを着て、人がたくさん出ているので、ああいう人たちにも協力を働きかけていくと幅広い景観維持が出来ていくかなと思うので、それも1つアイデアに入れていただいて、呼びかけもしていただけると良いと思います。彼らは警察の方ともタイアップできているので。 |
| 増山議長 | そうですね、広げる意味で少し呼びかけるということで。 |
| 事務局 (飯島補佐) | このことについては、4月1日号の広報に載せたいと思っていますけれども、状況を見ながら合わせて呼びかけも検討していきたいと思います。 |
| 山田委員 | それから、ボランティアは無償と書いてありますよね。何かなんとか手当てできないのかなと。 例えば、1%まちづくり事業でもコミュニティー経費ということで、一回の活動について一人200円は出しているわけです。そういう形で何か飲物代、あるいは回った後、雑談ができるくらいのお茶菓子代位は配慮できる筋道はないのかなと。具体的には、例えば1%事業とタイアップしてくださいということで結びつけるとか、そういう完全にボランティアだと可哀想な気がして、こんな手立ても考えたのですが。 |
| 増山議長 | いかがでしょうか、その辺は。 |
| 事務局 (飯島補佐) | その辺りは、今後検討します。 |

| | |
|----------------|--|
| 山田委員 | 青少推はそれなりに予算があるからいいですけど、他のボランティア団体が全く無償だというといかがでしょうか。 |
| 小林(良)委員 | 私に関わっている金山城保存会では、一人当たり一行動に対して82円位です。100円1缶のお茶も買えません。それが現実です。ですから当然、往復の旅費、保険、弁当も実費です。何とかならないかなと、ここ7、8年掛け合っているのですがどうにもなりません。 |
| 事務局 (平賀副部長) | 確認という意味では相談をしてみますけれども、当然、話に出ましたが、保険は市負担で入ります。 |
| 山田委員 | ただ折角、太田市のまちづくり条例があって1%まちづくり事業で積極的に動いているのだから、ああいうものを使えば200円は出るわけですよ。何か手立てが出来ることもあるかもしれない。 |
| 事務局 (平賀副部長) | その辺は調べさせてください。 |
| 増山議長 | 他にはいかがでしょうか。 |
| 岩崎委員 | 17ページが一番下に、施行は1月1日からとありますが、既に始まっているということですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 要綱としてはスタートしています。 |
| 岩崎委員 | では、ここの会議に掛ける目的は何ですか。周知のために掛けているのですか。スタートしているのなら諮る必要はないのではないですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 要綱はスタートしていますが、まだ実際に活動も募集もしていませんし、これから実際、どのような形でボランティアを募集して、あるいは団体を募集して、それと今ご意見をいただきました報酬の問題、そういったことを含めて必要があれば改定をしていきたいと思っています。 |
| 岩崎委員 | それであれば4月1日からでいいのではないのでしょうか。時系列的に合わないところがあるのではないかと。 |
| 若林委員 | 4月1日に太田市広報で、ボランティアを募集するには、要綱が1月1日や2月1日に出来ていないといけませんよ。 まず要綱が出来て、そして今、準備の内容や太田市広報で募集してよいかということをお諮りしているように私は感じています。もし4月1日以降の要綱だったら太田市広報には出せないでしょ。要綱が出来ていないのに出してしまふ訳ですから。 |
| 岩崎委員 | 1月1日施行になっているでしょ。施行になっているもの、PDCAのdoになっているものをPで諮るとするのは、時系列的にどうなのか。 |

| | |
|---------------|--|
| 若林委員 | <p>ただ議題を見ると、ボランティア制度の要綱についてではなくて、制度についてですから、私はいいと思います。これが実施要綱についてだとおかしいですが。もう施行されているわけですから。</p> |
| 増山議長 | <p>要綱が先行していることは確かですよ。確かに要綱としてはスタートしているのは間違いないですね。</p> <p>ただ、このスタートした時期は、いわゆる太田市の景観条例、屋外広告物条例、それがスタートした時期と一致しているということですよ。</p> <p>中身について、審議会の中でご理解をいただきたいということだと思いますが、具体的な実施とか活動に向けて、ご指摘をいただき、また改善するところは改善していきたいと、そういうご理解でいいかなと思っています。</p> <p>県の方で太田市青少年育成推進員連絡協議会などはこれまで実際活動をなされていたわけですが、これについて、この会員の方との話し合いなり、あるいは県の方で実質的な活動の実績がおありになるわけですが、そういったところでのヒアリングなどはやられたのですか。その中で幾つか情報なり要望なり出てきましたか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>引き続き市でも活動はしていただけているという話はいただいています。特に要望や問題等はありませんでした。</p> |
| 増山議長 | <p>確かに岩崎委員が仰ったように、現実的に考えると少しおかしいところもございませぬけれども、そんな様に理解していただいて、もしも何か今後に向けてご意見いただければ反映出来るものは反映していくということだと思います。</p> |
| 岩崎委員 | <p>今までのお話の中で、すでに活動している団体、防犯パトロールその他、これと一体化するというか一緒にやるということは非常にいいことだと思います。</p> <p>そこで、防犯パトロールなどは無償なんですよ。無償ですけども、その裏付けが地区の活動であります。先ほど82円ではお茶が買えないというお話がありましたが、決してそんなことはなくて、35円のお茶などを私どもは利用しています。</p> |
| 栗原委員 | <p>私も景観ボランティアをやろうと思っているのですが、やろうとする時に一番心配なのが、トラブルになった時どうすればいいのだろうと。例えば、私がやるのは自分の地元ですが、やることによって、「お前が何か言ったから問題になった。」とか、何か後で言われるのが正直少し嫌だよと。それを考えるとボランティアをやる人がいないのではないのかなと気にしているのですが、その辺のところの対策、指導とかは考えていますか。</p> <p>地元なので結構、「あそこの家の誰々が言ったから。」何とかって、少し躊躇することがあるのではないかと思います。</p> |
| 増山議長 | <p>その辺も、実績のある団体で、何か色々問題点とか要望とかあったかなと思ったのですが。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 事務局 (飯島補佐) | そのためにも、複数の方で行っていただいて、それから、何か言われた時には、資格者証の裏にこういうことで活動していますというようなことが書いてありますので、「これに基づいて市長から委任されて活動しているんです。」と、お答えいただくくらいしかないと。あまりにもトラブルになるようでしたら、そこはやめていただくということです。 |
| 事務局 (八木田主任) | 除却出来るものというのが、家の塀に貼ってあるものはダメで、公共的なものもダメです。貼る人は悪いと分かっている。伊勢崎市に問合せをしたのですが、その辺はそれほどトラブルになったことはないということです。貼っている人に遭ったら剥がす時何かあるかもしれないですけども。 |
| 増山議長 | 他にはいかがでしょう。 |
| 山田委員 | 要綱では、景観阻害物件の監視及び通報に関する制度を実施することに関し、とあります。今回の提案になっているものは、違反簡易広告物の除却制度を創設しましたと書いてありますが。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 両方です。今回この制度は、違反簡易広告物の除却と景観阻害物件の監視・通報です。 |
| 山田委員 | 今回の提案で除去できるところまで広げたということではないですね。この要綱の中で除去していいですよということまで謳われているのですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | はい。 |
| 山田委員 | 分かりました。 |
| 増山議長 | 2つ役割があるようですね。 |
| 山田委員 | 通報はどこにやったらいいのかというのは、はっきりしているのですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | それは、担当の都市計画課へ。 |
| 増山議長 | 車両などは貸し出すのですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 車両は貸し出しできません。 |
| 増山議長 | ご自分の、それぞれ団体などの車で。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 貸し出しできるのは除却する道具だけです。 |
| 増山議長 | 大型の立看板などがあつたりしたらどうすれば。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 除却できないものについてはご連絡いただければと思います。例えば、先ほど出た大型の立看板などとても取り外しできません。そういった時には、ご連絡いただければ私どもで対応いたします。 |
| 山田委員 | 私もやろうかなと思っていて、実際自分がやるとどうなのかなと思って。 |
| 増山議長 | 他にはよろしいですか。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 増山議長 | <p>それでは、他にご意見もないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案の第5号ですね「景観ボランティア制度」については原案のとおり決定にご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | では「異議なし」と認めまして、議案の第5号につきましても、原案のとおり決定いたしたいと思えます。 |
| 増山議長 | それでは、続きまして、議案の第6号「太田市景観賞の創設」ということで事務局より説明をお願いいたします。 |
| 議案第6号 説明 (今泉参事) | <p>それでは、議案第6号 太田市景観賞の創設につきましてもご説明申し上げます。議案書の32ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、景観条例第32条の規定により、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる市民や事業者を表彰するため、太田市景観賞を創設しようとするものでございます。</p> <p>これまで、建造物を対象とする表彰制度はございましたが、この制度では、建造物のもとより、良好な景観づくりに関する活動等も表彰の対象に加え、自薦・他薦を問わず広く募集していきたいと考えています。</p> <p>なお、審査につきましては、先ほど設置されました「表彰等評価部会」をお願いしたいと考えています。</p> <p>以上です。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 増山議長 | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局の方から議案第6号の「太田市景観賞の創設」ということで、説明がございました。</p> <p>只今の説明に関しましてのご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。</p> |
| 増山議長 | <p>要するに、市民あるいは事業所を対象にして、まず景観的な景観形成のこれまでの取り組みに対して表彰する、というのが一つ。それからもう一つは、景観に配慮した建築物、工作物、町並み、そういったものについてのどちらかといえばハードな設計、デザイン、計画、そういったものに対しての表彰としての制度。要するに、両面あるというように考えてよろしいですよ。</p> <p>表彰の範囲の第3条によると、第1号から第4号までが取り組みですね。第5号、第6号がどちらかといえばソフトな取り組みというよりはハードなものに対しての設計行為ということでございますね。</p> |
| 山田委員 | <p>最終的には今日のように集まって判断してという流れで問題ないと思いますが、今までも景観賞とかあるいは生垣コンクールとか色々な賞がありましたよね。</p> <p>そういうものはみんな無くなって行って、太田市では景観に関する表彰はこれしかないという理解でいいですね。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>今お話に出ました生垣コンクールにつきましても調整等は特にしていません。無くなるという事ではないです。</p> <p>実は、建物につきましては従来、建築指導課で建築賞という</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>のがありまして、それも景観に配慮した部分というのは審査対象になっていました。今回、太田市が景観行政団体になって景観計画でということで、建築指導課が行っていた建築賞あるいは景観賞、そういったものをやめて、その代わりに、今度新たに景観賞という形で、ハード、ソフト両面から表彰する。そういう制度でございます。</p> |
| 山田委員 | <p>前回、あまり好評ではなかったので、物議をかもし出しているところがあるので。あれは無くなるのですね。</p> |
| 渡邊委員 | <p>この賞としては、最優秀賞とか優秀賞とかそういう位付けがあるのかどうかということと、大体何件くらいを目途に表彰するのかをどのようにお考えなのかということと、第9条ですが、第9条第3項に外観又は配置の変更等により良好な景観の形成に寄与しないものと認めるときは、返還させるとありますが、それは誰かがチェックしているとか、どういうタイミングでの判断によるのかということ伺いたいのですが。</p> |
| 増山議長 | <p>どうでしょう。今現在はどのくらいを考えていらっしゃるのか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>まず、表彰ですけれども、3点だったかと。大賞と優秀賞2点で、これはジャンル別に部門を分けるのではなく、全体で3点です。</p> |
| 増山議長 | <p>もう一つはどうでしょう。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>返還につきましては、定期的にチェックをするというようなことはありません。そういったようなことが、通報なり、あるいはボランティアの方のご協力なりで分かった時点という形になります。</p> <p>あえて年に1回それを見て回るだとかというようなことは考えておりません。ただ、ここにある以上やるという形になるかと思えますけれども、基本的にはきちんと管理していただけるものと思っております。</p> |
| 増山議長 | <p>少ないですかね、こういう返還において明記しているのは。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>他市にも同じような例はございますけれども、返還された例についてはほとんど聞いたことがございません。</p> |
| 柳澤委員 | <p>表彰は、毎年1回とありますが、だいたい時期的にはいつ頃を予定しているのでしょうか。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | <p>年内です。秋頃を予定しています。</p> |
| 増山議長 | <p>夏に募集をかけて、秋に表彰をする。そういう流れですね。</p> |
| 増山議長 | <p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>やはりこれでお認めいただければ、今度具体的に、部会を開いたりしながら、詳細を詰めていくということですか。</p> <p>例えば、その実際の募集の計画にしる、ちょっと詳細を調整しなければならないことが若干あるかもしれないですよ。それについては1回位部会を開く必要があると思えますが。</p> |
| 事務局 | <p>部会長と相談しながら進めてまいりたいと思います。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| (飯島補佐) | |
| 増山議長 | 他にはいかがでしょうか。 |
| 増山議長 | 今、ご説明いただいた太田市景観賞という新しい賞の創設について、今説明ございましたけれども、これについて原案のとおりお諮りいたしますが、ご異議ございませんでしょうか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | それでは原案のとおり、これにつきましても議決されました。 |
| 増山議長 | 次に、議案の第7号です。 今回の最後の議案になりますけれども「屋外広告物禁止地域の指定」についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。 |
| 議案第7号 説明 (今泉参事) | それでは、議案第7号 屋外広告物禁止地域の指定につきましてご説明申し上げます。議案書の36ページをご覧ください。 本案件は、屋外広告物の表示等を禁止する地域のうち、市長が指定する地域を指定しようとするものでございます。 候補地は、屋外広告物禁止地域等候補一覧に記載のとおりでございまして、選定の考え方は、37ページに記載のとおりでございまして、よろしくをお願いいたします。 |
| 増山議長 | それでは今、概略をご説明いただきました、議案第7号の「屋外広告物禁止地域の指定」についての説明がありました。 36ページからの所でございますけれども、このあたりにつきまして委員の皆さんのご意見・ご質問をよろしくをお願いいたします。 |
| 山田委員 | 国指定の国重要文化財の絡みで、そこでの規制は出来るのですか。国の指定重要文化財、国指定史跡というところに対する口の出し方っていうんですかね。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 広告物禁止地区ですから、通常の広告物を貼ってはいけない地区ですので、それに対しての景観の行為、大規模行為とはまた別の問題になってきます。 |
| 山田委員 | 元々こういう所は、そういうことを全部してはいけない所じゃないのではないかなど。 |
| 増山議長 | だから、逆にいえば、市長がきちんと指定してもらわなくてはまずいですよという事にもなりますよね。この屋外広告物についてですね。 |
| 事務局 (八木田主任) | そのもの自体は当然貼ってはだめですけども、その周辺の地域を定めるというものです。 |
| 増山議長 | 今のことに関連して、37ページの3番の下の方に、禁止地域に指定する物件の区域の考え方とありますよね。この辺りが結構大事ですね。 |
| 山田委員 | 望見できる範囲があつて、周りから見てそういう国指定の史跡や何か全体図を阻害するようなものは貼ってはいけないよと、そこまで視野に入れているということだと思いますね。 |

| | |
|---------------|---|
| 増山議長 | そうですね、踏み込んでいけるということですね。 |
| 増山議長 | <p>他にはいかがでしょう。ご質問をどうぞ。</p> <p>候補地も挙がっていますので、それについてもご意見をいただけたらと思います。</p> <p>この中には、太田市景観計画がスタートする以前の群馬県屋外広告物条例の規程によって禁止地域だったところも含めて、その他に、新たに文化財関係のところが追加されたと考えていいですかね。</p> |
| 事務局 (飯島補佐) | はい。この中では⑨番の北関東自動車道(沿道300m以内)、これは県の方で既に禁止地域に指定されています。それと⑩番の太田駅前広場、これにつきましても県の条例の中で禁止地域に指定されています。これらについては、このまま引き継いでいきます。 |
| 増山議長 | もともと限られた所しかなかったですよ。 |
| 小保方委員 | この広告物禁止地域ですけれども、立看板とか貼り紙とかというものが頭に浮かぶのですが、もっと大きい建物、よく鉄塔が出来て、その電線が文化財を通過するとか。あるいは今、携帯電話の中継塔があちこちに立ち始めています。これらは景観を阻害すると感じるのですが、広告物には該当しませんが、携帯の中継塔あるいは鉄塔、電線の通過、こういうのはどうするのでしょうか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 鉄塔等は工作物になりますので、太田市景観条例の届出対象行為の対象になっております。それらを禁止するとすれば、重点地区なりを設定して、ここのエリアには建てないとか、そういう決め事をしていかなければなりません。それについては、例えば先ほどの新田荘など面を決めて、もちろん、地元に住んでいる皆さんと協議をしながら、このエリアにはこういったものは駄目、こういったものは良いなど、景観に対して決め細やかな取り決めをしていって、住民の皆さまのご理解がいただければ、そういう規制をすることは可能かと思えます。 |
| 小保方委員 | 景観という大きい面で捉えると非常に気にかかっている、何かそういう規制があればというところです。 |
| 増山議長 | 他にはいかがでしょうか。 |
| 増山議長 | <p>それでは、他にご意見等もございませんので、お諮りいたします。</p> <p>最後の案件になりますが、議案の第7号「屋外広告物禁止地域の指定について」ということで、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 増山議長 | <p>それでは「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第7号については、原案のとおり決定いたします。</p> |
| 増山議長 | <p>議案としては以上で終了致しますが、次に、報告事項がございます。</p> <p>報告第1号「屋外広告物の現状と課題及び今後の取り組み」に</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>ついてということで、これは先ほど議論してきたいくつかのものに関連していますけれども、ご説明を事務局よりいただきたいと思えます。</p> |
| <p>報告第1号 説明 (今泉参事)</p> | <p>それでは、報告第1号 屋外広告物の現状と課題及び今後の取り組みにつきましてご説明申し上げます。議案書の38ページをご覧ください。</p> <p>屋外広告物の現状と課題は、一つ目に、大規模商業施設の実に3分の2が全部または一部無許可であります。あるいは、許可を取らずに表示されている広告物が多いこと。二つ目に許可基準に適合しないものがあること。三つ目に広告物の総表示面積の上限が現状に即していないこととございます。</p> <p>これらを踏まえ、今後は、実態を把握し、広告物の適正化に努めるとともに、広報や関係課等と連携しながら制度の周知を図っていきたいと考えています。</p> <p>なお、調査の結果、市役所内でも多くが無届であるという状況でございますので、届出が必要なものは届出をさせていきたくて考えています。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p> |
| <p>増山議長</p> | <p>簡単ではございますけれども、今、報告として屋外広告物の現状と課題、あるいは今後の取り組みということについてご説明をいただきました。</p> <p>只今の説明について、この件についての何かご意見、ご要望、お感じになったことなどございましたらどうぞ。</p> |
| <p>山田委員</p> | <p>これは、このことを地道にやっていくしかないと思う。</p> <p>ちょっとこれはいい例として捉えたらどうかということで、407号線と太田の環状線バイパスの所に、景観条例を作るときに話題になった、自動車中古屋さんの看板、赤・青・黄色で派手で、あれは阻害要因だって話がありましたよね。今パチンコ屋さんになって凄く落ち着いた緑のあまり目立たない、あれは何かこういう景観条例の効果があったのかな、あればみんなに「あんないいことがあったんだよ」と言いたいなと思ったのですが、そういうことではないのですか。</p> |
| <p>事務局 (飯島補佐)</p> | <p>あれは、お店があの色を自主的に使いました。</p> |
| <p>事務局 (八木田主任)</p> | <p>景観条例の届出対象行為の届出はしていただきました。</p> |
| <p>山田委員</p> | <p>指導も入らなかったのか。</p> |
| <p>事務局 (飯島補佐)</p> | <p>指導はしていません。最初からあの色で、届出対象行為の届出を、当時は県だったのですが、県へ出して来た時からあの色でした。ただ、建物の色合いとしてはいいですが、ちょっと広告塔としては大きいかなと思えます。</p> |
| <p>増山議長</p> | <p>景観について少し頭にあったかもしれないですね。</p> |
| <p>山田委員</p> | <p>色々やっている効果があるのかなと思ったのですが。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 増山議長 | 今後の取り組みというのもたくさんあって、確かに仰ったように地道にやるしかないですね。 |
| 若林委員 | 一番最後の数字ですけれども、市で長期届出が必要なものが364件あって、届出しているのが11件だけ。ところが全数は19,457件だけれども多くは届出不要ですか。 |
| 事務局 (八木田主任) | 屋外広告物というように捉えられるものは、全て報告を出していただいたので、例えば天神山、天神公園と入口に書いてあるものも報告してもらっています。そういうものも、広告物の一部だよと分かってもらう為に実施したので、そういうものは当然届出を出していなくても結構です。 届出が必要なものの中で、届出してもらっているのは、このような件数になっています。 |
| 若林委員 | 問題は、この長期届出というところですね。 |
| 事務局 (八木田主任) | そうです。 担当されている方が変わってしまうと、「当然、以前に届出したのだから」と考えていて、届出というのは更新の取り扱いをしていなかったの、1回届出ればいいですよという形でやっていたので、新しいものというのは比較的、届出をしているという話ですけれども、古いものになってしまうと、届出しただろうなという感じで捉えていたところが多いようです。 |
| 岩崎委員 | 38ページの「現状と課題」のところは、太田市のホームページか何かには載っていますか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | この部分については、まだ触れていません。 実は今後、広報を通して定期的に、屋外広告物は申請・届出が必要だということと、どういう状況かという事はシリーズ物にしてお知らせしていこうかなと考えています。具体的に、例えばのぼり旗の話とか、立看板の話とか、貼り紙の話とか、テーマを定めてお知らせしていった方がいいのかなと考えております。シリーズ化してお知らせしていきたいなと思っています。 |
| 増山議長 | 広告関係の事業者の方は、十分にこういったことは熟知して認識されていますか。要するに知らなかったという話も随分ありますかね。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 広告業者の方々は、知らないでは済まされません。 建設業などの方ですと、また違うかもしれませんが、広告業としてやっている以上は知らないはずはないです。 |
| 岩崎委員 | 催し物に、色々な部品とか何かを提供するような、配布するような業界の方もいますよね。仮設テントとか。あの辺は知らない。私がちょっと聞いた所では、県の方は知っているけれど、市の条例まではまだ知りませんでしたっていうのはありましたね。 |
| 事務局 (飯島補佐) | それは、一度市でイベント等をやれば、気づいていただけるでしょうけど、従来は、県に届出ということで、太田市では太田土木事務所に届出をしていました。広報に掲載したり、ホームページに載せたりはしていますけれども、まだ十分な周知は図られていないのかと思われます。今でも太田土木事務所に |

| | |
|----------------|---|
| | 届出をされる方もいらっしゃいますし。一度お出しただけければ、こちらなのだということを知っていたかと思えますけれども、そういったことを含めて、広報活動をさらに地道にしていきたいと思えます。 |
| 岩崎委員 | この広報は各家庭に一つずつ行きますよね。業者にも行くのですか。 |
| 事務局 (飯島補佐) | 広告業を営んでいる業者さんには郵便で「太田市に変わります」というお話は年内のうちに通知、ご連絡をしました。 |
| 小林(良)委員 | 余談ですが、私がもう一つ関わっている市のグループの団体で、情報コーナーをやらせていただいて、そちらには毎月、市から市民のお知らせという形で広報やらがあります。そうしますと、大概の業者さんは自分の仕事に必要ななのでしょうね、あそこに来る人は、それなりに法を遵守しようという意識があるみたいで、そういう業者さんは努力をして、情報を入手しようとしています。 |
| 増山議長 | 周知していくということは、大事なことだと思いますので、効果的な方法というか、有効な方法をね。それにもまず先行して市役所がやらないといけないと思えますよね。 |
| 増山議長 | 他には何かお感じになったことはございますか。 なければこれは報告事項でございますけれども、報告の第1号「屋外広告物の現状と課題及び今後の取り組み」についてということで、これについての報告事項として承認をいただいて、ご異議はございませんね。 |
| 委員 | なし |
| 増山議長 | それでは、報告事項含めて7つの議案が無事終了いたしました。 審議を終了したということで、議長の職をこれで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。 |
| 事務局 (平賀副部長) | 増山議長におかれましては、長時間にわたりまして円滑に議事を運営していただきまして、ありがとうございました。 また、委員の皆様には、熱意のある議論をしていただきまして、大変ありがとうございました。 |
| 事務局 (平賀副部長) | (6 その他) 続きまして、日程の「6. その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしく願いいたします。 |
| 事務局 (今泉参事) | それでは、その他といたしまして、第2回お気に入りの景観発表会につきましてご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。 この発表会は、昨年度景観計画を策定したのをきっかけに、市内の良好な景観を広く紹介するために開催したものでございまして、今回が2回目でございます。 ただいま、お気に入りの景観やイベントなどの写真、あるいは、お気に入りの場所などを募集していますので、委員の皆様 |

| | |
|----------------|--|
| | も是非ご応募くださいますようお願い申し上げます。 |
| 事務局 (平賀副部長) | ただいまの説明に関しまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。 |
| 事務局 (平賀副部長) | (7 閉会) 特にご質問等もないようですので、以上を持ちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。 本日は、誠にありがとうございました。 また、何かありましたら都市計画課にお電話などいただければ対応させていただきたいと思っております。 よろしくお願いいたします。 |